

岬町立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 1 号

岬町立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

岬町立保育所条例施行規則（昭和 6 2 年岬町規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。